

## 三島市民ポータルサイト会員規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、三島市民ポータルサイトの会員サービスの利用に関して、会員となる皆様の権利及び義務について定めたものです。

### (会員)

第2条 三島市民ポータルサイト会員（以下「会員」といいます。）とは、三島市民ポータルサイト（以下「本サイト」といいます。）に興味があり、三島市政にご理解とご協力をいただける方で、市が定める手続に従って、この規約及び三島市民ポータルサイト利用規約（以下「利用規約」といいます。）に同意し、会員自身に関する情報（以下「登録情報」といいます。）を登録した方をいいます。

### (団体)

第3条 三島市民ポータルサイト掲載団体（以下「団体」といいます。）とは、会員で次に掲げる団体を対象とする。

- (1) 三島市市民活動センターに登録がある団体
- (2) 三島市が実施する事業などで関係する団体
- (3) 三島商工会議所の会員
- (4) 三島市内の各商店会及び商店会会員
- (5) その他利用規約の禁止事項に該当しない団体で特に必要と認められる団体

### (登録の手続)

第4条 会員として登録しようとする方は、市が定める手続に従い登録を行うものとします。

### (登録情報の変更)

第5条 会員は、その登録情報に変更が生じたときは、速やかに修正登録するものとします。

### (会員サービス)

第6条 市は、三島市民ポータルサイト会員サービス（以下「会員サービス」といいます。）として、会員に対して書き込みサービスを提供するものとします。

2 市は、会員に対して、メンバー・アカウント（会員サービスを利用する際に、会員を区別して認識する情報をいいます。）及びパスワードを付与するものとします。

3 会員サービスは、市が設置及び管理をするサーバを経由して提供される、次に掲げる個別サービス（以下「個別サービス」といいます。）とします。

- (1) 団体への参加申込サービス
  - (2) 団体活動お気に入り登録サービス
  - (3) カレンダーサービス
- (個別サービスの追加等)

第6条 市は、個別サービスを新たに追加し、又はその内容の一部若しくは全部を変更し、一時中断し、停止し、若しくは終了することがあります。

2 市は、前項に規定する場合であっても、会員に対していかなる責任も負いません。

### (規約の適用)

第10条 この規約は、会員サービスをご利用いただく際の、市と会員との間のすべての関係に適用するものとします。

2 この規約の適用は、会員自身に関する情報の登録をした日から有効とするものとします。

### (規約変更)

第11条 市は、この規約を変更する場合は、ログイン画面、会員サービスを提供するサイトの画面等に、変更内容及び変更の適用開始日を掲示するものとします。

2 前項に規定する掲示をもって、規約の変更を会員に通知したものとみなします。

3 規約の変更は、第1項に規定する掲示が行われた時点から効力が生じるものとします。

### (プライバシー)

第14条 市は、本サイトを運営する目的において登録情報を利用できるものとします。

2 登録情報及び第30条第1項に規定するアンケートへの回答結果（会員個人を特定することができる情報を除きます。）については、会員の同意を得ることなく第三者に提供される場合があります。

3 市は、氏名、メールアドレス、パスワードその他の会員個人を特定することができる情報を第三者に提供する場合は、必ず事前に当該会員の同意を得るものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 市又は第三者の権利若しくは財産を保護するためやむを得ない場合
- (3) 送受信データを保護するため緊急かつやむを得ない場合
- (4) その他サイトの運営上やむを得ないと市が認めた場合

4 市は、会員サービスの利用履歴を閲覧し、編集し、又は第三者に提供することはいたしません。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

5 市は、会員が会員サービスの利用を終了した後も、会員個人を特定できない範囲において、市の業務のために登録情報を利用することができるものとします。

6 市は、本規約の規定により情報を削除したこと、又は情報を削除しなかったことにより会員又は第三者に生じた損害について、いかなる責任も負いません。

(パスワードの管理責任)

第15条 会員は、自らのパスワードの管理及び利用についてのすべての責任を負うものとします。

2 会員は、自己のパスワードを利用して行われた会員サービスの使用(第三者による不正又は誤使用を含みます。)に対して、すべての責任を負うものとします。

3 会員は、自己のパスワードの使用(第三者による不正又は誤使用を含みます。)により市に損害が生じた場合は、市に対して当該損害を賠償するものとします。

4 市は、会員のパスワードの使用(第三者による不正又は誤使用を含みます。)又は漏えいにより、会員に損害が生じてもいかなる責任も負いません。

(パスワードの譲渡等の禁止)

第16条 市が付与するパスワードは、会員のみが利用できるものです。会員は、パスワードを第三者に譲渡し、又は利用させてはなりません。

(パスワードの不正使用等の報告)

第17条 会員は、自己のパスワードの不正使用又は漏えいを知り得たときは、直ちにその旨を市に報告するものとします。ただし、これにより市が何らかの措置を行うことを保証するものではありません。

(パスワードの変更)

第18条 会員は、ログイン画面、会員サービスを提供するサイトの画面等に表示される指示に従って、自己のパスワードを変更することができますものとします。

(パスワードの取消し)

第19条 市は、会員が連続する6ヶ月間において1度も会員サービスを利用しない場合は、当該会員に通知することなく、当該会員のパスワードを抹消することができるものとします。

2 市は、会員がこの規約及び利用規約の規定に違反したと認められた場合は、当該会員のパスワードを抹消することができるものとします。

3 市は、前項の規定によりパスワードを抹消された会員に対し、将来にわたって会員サービスの利用をお断りすることができるものとします。

(会員の責務)

第20条 会員は、会員サービスを通して送受信するデータ及びデータの内容の信頼性、正確性等に関して自らが判断し、責任及びリスクを負うものとします。

2 この規約に違反したことに關して紛争又は問題が生じたときは、会員は、自らの責任及び費用において当該紛争又は問題を解決し、市にいかなる迷惑又は損害も及ぼさないものとします。

3 会員は、前項に規定する紛争又は問題の解決のために、市に費用負担が生じた場合又は市が賠償金等の支払いを行った場合は、当該費

用又は賠償金等(市が支払った弁護士費用を含みます。)を負担するものとします。

(諸規則等の遵守)

第21条 会員は、この規約及び利用規約のほか、インターネット上において一般的に遵守されている規則、方針、手順等に従うものとします。

2 市は、会員が会員サービスを利用するに当たり、利用規約第11条の規定に違反する行為その他市が不適当と認める行為を禁止するものとします。

(違反への措置)

第22条 市は、会員が前条の規定に違反した場合その他市が必要と認められた場合は、次に掲げる措置を講ずることがあります。

(1) 会員が発信し、表示し、及び掲示するデータを削除することにより、第三者が当該データを受信し、及び閲覧できない状態へ変更すること。

(2) 会員サービスの利用を一時的に停止し、又は第29条第2項に規定する措置を行うこと。

(国際的利用)

第23条 会員が会員サービスを利用するために閲覧する画面に提示される付加情報、記事等及び個別サービスを通じて受信し、又は利用するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、ビデオ、グラフィックス等のすべての情報(以下「コンテンツ」といいます。)を日本国以外の居住者(以下「外国居住者」といいます。)に提供する場合は、当該会員は技術輸出に関する諸法令に、当該外国居住者はその居住する国及び地域に關連する法令等に従うものとします。

(解約の申込み)

第24条 会員は、理由の如何を問わず、会員サービスの利用を終了することができます。

2 会員は、会員サービスを終了しようとする場合は、市が定める手続に従うものとします。

(解約後のデータ抹消)

第25条 市は、会員が会員サービスの利用を終了した場合は、市設置のサーバに保存中の当該会員に係る個人情報及び利用データを抹消することができるものとします。

(再登録)

第26条 会員登録を抹消された方が、再び会員サービスを利用しようとする場合は、再度第3条の規定に基づく手続を行うものとします。

(免責事項)

第27条 市は、会員が本サイトにアクセスすることを許諾しておりますが、利用規約第8条第1項各号に規定する内容についていかなる保証も行いません。

2 市は、会員のメール、掲示等の通信内容若しくはサービス上のコ

コンテンツを削除し、又は保存しなかったことについていかなる責任も負いません。

3 データの送受信、専用ソフトウェアのダウンロード等の行為はすべて会員の責任で行うこととし、市は、これらの行為により生じた損害について、いかなる責任も負いません。

4 市は、市のサーバに保管するデータの削除、保存又は配信に不具合が生じて、いかなる責任も負いません。

5 市は、会員サービスを利用して行った行為が当該会員の特定の目的に適合するか否かについて、いかなる保証も行いません。

6 市は、会員がパスワードを利用して行った取引（購入又は取得をした商品、サービス等を含みます。）に関して、いかなる保証も行いません。

7 市は、他のサイト等へのリンクにより、それらのコンテンツ、商品、サービス等により生じた損害に関して、いかなる責任も負いません。

8 市は、会員に生じた利用機会の喪失、業務の中断その他のあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害及び逸失利益を含みます。）に対して、たとえ市に係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、いかなる責任も負いません。

（賠償責任）

第28条 市は、会員サービスの提供に当たり、市の過失に基づく債務不履行又は不法行為に起因して会員に損害が生じた場合は、法の定めに従い当該会員に対して賠償するものとします。

（データに係る制限）

第29条 市は、個別サービスごとに、会員の利用できるデータに関する制限及びその保存条件をガイドラインで設定することができるものとします。

2 市は、送受信データに問題があると認めた場合は、会員に通知することなく、また、その理由を会員に対して開示することなく、当該データを削除することができるものとします。

（アンケートの実施等）

第30条 市は、会員に対して電子メール等を利用したアンケートを実施することができるものとします。

2 市は、アンケートの実施に伴い、市又は第三者の提供する商品若しくはサービスに関する情報（以下「付加情報」といいます。）を会員に配信することができるものとします。この場合において、市は、付加情報の内容並びにこの内容に基づくすべての取引及び行為について、いかなる責任及び義務も負いません。

3 会員は、付加情報の配信に当たって、登録情報、アンケートの結果等を市が利用することを了承するものとします。

（著作権）

第31条 会員サービスの運営に関するすべての著作物の著作権は、その内容が会員より提供された情報に基づくものであっても市に帰属するものとします。

2 利用者は、市又は当該情報等の利用許諾権を有する第三者（以下「ライセンサー」といいます。）によって許可された場合のみ、コンテンツを利用することが許されます。

3 会員は、市又はライセンサーによる許可なしに、情報等を複製し、若しくは配布し、又は情報等からの派生的作品を作成することはできません。

4 市は、前項の派生的作品の作成にあたって、会員サービスの運営上の都合により、会員から提供されたコンテンツの内容の一部を省略し、又は表現方法を変更することができるものとします。

5 会員サービスを媒介として他人に開示し、提供し、又は送付する情報等に関する責任は、当該会員自身が負うものとします。

（リンク）

第32条 会員による本サイトのトップページへのリンク設定は、フリーとします。

2 市は、リンク元のホームページの内容が第21条の規定に違反する場合その他市が不適切と認めた場合は、リンク設定の削除をお願いすることがあります。

（その他）

第33条 この規約に定めのない事項については、会員と市との双方が誠意をもって協議し、解決するものとします。

2 この規約に関する訴訟については、静岡地方裁判所沼津支部を第1審の専属管轄裁判所とします。

3 市は、市の運営するインターネット上のサービスに関する権利を第三者に譲渡する場合は、会員に事前に通知することにより、この規約に基づくすべての市の権利及び義務を承継、売却、合併その他の方法で譲渡することができるものとします。この場合において、当該事前通知は、ログイン画面、会員サービスを提供するサイトの画面等にその旨を掲示することにより行うものとします。

4 会員は、市が権利及び義務を譲渡する場合において、市が当該譲渡先に登録情報を提供することについて、了承するものとします。

5 会員は、この規約の規定（変更があった場合は、変更後の規定も含みます。）又は会員サービスの内容に対して、異議を申し立てることができないものとします。

6 会員規約のいずれかの条項が管轄裁判所によって法律に違反していると判断された場合、かかる条項は、効力のあるその他の残りの条項をもって市の意向をできる限り反映するように解釈することとします。

7 会員規約のいずれかの条項が無効または実施できないと判断された場合には、それらの条項の有効または実施できる部分および会員

規約の残りの条項は、引き続き有効かつ実施できるものとします。

8 市による会員の会員規約への違反に対する権利の放棄（明示、黙示を問わず）は、その後の会員の会員規約への違反に対する権利の放棄を意味するものではありません。

9 会員は、会員サービスから生じるまたはそれに関連するいかなる訴訟も当該訴訟の原因が生じてから一年以内に開始されなければならないことに合意し、当該期間経過後は、そのような訴訟は永久に提訴できないものとします。